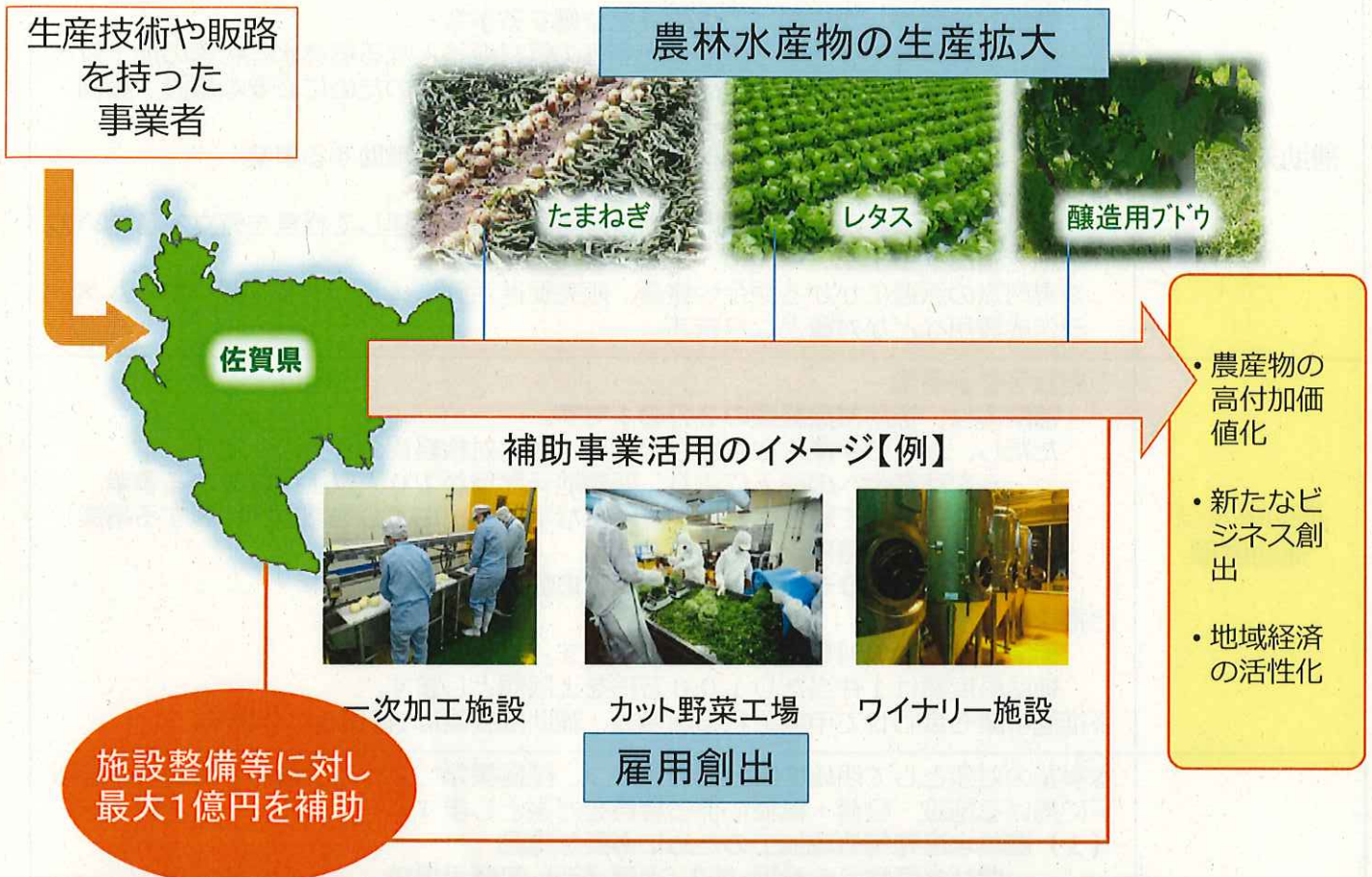


加工・販売用施設・機械の整備等に対する補助 ～ さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金 ～

佐賀の農林水産物を使用し、6次産業化への参入を目指す事業者の取組(施設整備など)に対して最大1億円を補助します。



さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金

- **補助対象：**
 - 施設等整備事業：農林水産物等の加工及び当該事業で製造される製品・商品等の流通・販売のために必要な施設・設備・機械の購入に係る経費を補助する事業
 - 推進事業：施設等整備等事業と一体的に取り組み、当該事業に関連して経営を確立するための取組を補助する事業
※専門家の派遣に係る謝金や旅費、販売促進活動に係る印刷製本費やホームページの作成費用などが対象となります。
- **補助率：**原則1/2（限度額：1億円）
- **交付先：**県内で6次産業化に参入する2次産業及び3次産業事業者

さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金 平成29年度募集の概要

募集期間
平成29年5月31日(水)
～7月5日(水)

目的	本事業は、加工技術や販路を持った事業者（2次産業及び3次産業事業者）の6次産業化の取組を支援することにより、本県農林水産業の高付加価値化の推進、新たなビジネスでの雇用創出を図るなど地域の活性化を目的とします。
補助対象者	県内で初めて取り組む事業（新たな事業創出により地域振興に資する事業）で、6次産業化を実施する事業者、農業協同組合及び漁業協同組合
補助対象事業	<p>○施設等整備事業 補助対象者が、次に掲げる施設等を整備する事業</p> <p>① 当該事業で製造する製品・商品等の原材料等となる農林水産物等の加工及び当該事業で製造される製品・商品等の流通・販売のために必要な施設・設備・機械の購入に係る経費を補助する事業</p> <p>② ①の附帯施設・設備・機械の購入に係る経費を補助する事業</p> <p>○推進事業 施設等整備事業と一体的に取り組み、当該事業に関連して経営を確立するための取組を補助する事業 ※専門家の派遣にかかる謝金や旅費、販売促進活動に係る印刷製本費やホームページ作成費用などが対象となります。</p>
補助率及び補助度額	<p>○施設等整備事業 補助率は、補助対象経費の2分の1です。 ただし、以下の事業に取り組む場合は、補助対象経費の3分の2です。 ・6次産業化への参入により、新規地元雇用が10人以上確保できる事業 ・県内で初めて取り組む事業（新たな事業創出により地域振興に資する事業） 補助限度額は1億円以下とします。 総事業費5,000万円以上の取組を応募対象とします。</p> <p>○推進事業 補助率は、助成対象経費の2分の1です。 補助限度額は1件当たり100万円を上限額とします。 ※推進事業も合わせて申請される場合も、補助限度額は1億円となります。</p>
補助対象経費	<p>本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる以下に掲げる施設・設備・機械に係る経費を対象とします。</p> <p>(1) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 ・農林水産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械 ・農林水産物等の処理加工のための建物</p> <p>(2) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 ・農林水産物等の総合的な販売のための機械、建物 ・地域食材提供のための機械、建物</p>
補助期間	当公益財団が助成金の交付を決定した日から1年以内です。 なお、当公益財団が交付を決定する前に支出した経費は、補助対象になりません。

詳しくは、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業補助金 平成29年度募集要項をご確認ください。
(募集要項は、下記WEBサイトから入手できます。)

問い合わせ・応募先

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 6次産業化振興課
電話：0952-34-4418
メール：rokujika@mb.infosaga.or.jp
ホームページ：http://www.infosaga.or.jp/

佐賀県地域産業
支援センター

検索

